

くらしのサポーター

徳島県消費生活情報センター

通信

2022
3月号

No.185

4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます！

いよいよ、4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢を引き下げることは、18歳、19歳の自己決定権を尊重するものであり、積極的な社会参加を促すことになると期待されています。成年に達すると、自分の意思で契約ができるようになります。一方、社会経験に乏しく、契約に対する意識も低い新成年は、消費者トラブルに巻き込まれやすく、消費者被害が増えるおそれがあります。若者が「だまされない消費者」「自分で考える消費者」になるために、周囲の大人も含め、ともに考えましょう。

成年年齢引き下げで何が変わる？

◆親の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになります

たとえば・・・

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしの部屋を借りる
- ・自動車のローン組む
- ・クレジットカードを作る



ところが・・・

未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる「**未成年者取消権**」は行使できなくなります。

本当に
必要な契約か
よく考えて！



※クレジットやローンは借金です。安易な気持ちで契約をしないことが大切です。

※飲酒・喫煙・競馬・競輪・オートレースは、これまでと変わらず20歳にならないとできません。

◆親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳になります

仕事や住む場所など自分の意思で決めることができたり、財産を管理されたりすることがなくなります。

全国の消費生活センター等に寄せられた相談を見ると、成年になったとたんに相談件数が増え、契約金額も高額になる傾向があります。成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳の若者を狙って、悪質業者が近づいてくるかもしれません。今年度のサポーター通信では、若者が遭いやすい消費者トラブルについて連載します。ぜひ、家族や親戚など、周りにいる若者に「伝えて」ください。

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



騙されて
初めてわかる
我が過信
阿波市
たらいうどんさん

夢に見る
マナーのマスク
はずす日を
松茂町
つくもはじめさん

情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル ～「もうかる」はずが、残ったのは借金…～

情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブルが、10～20歳代の若者に増えています。全国の消費生活センター等には、以下のような相談が寄せられています。

【事例1】「株取引でもうかる」という情報商材を契約したが、解約したい

インターネットで副業を探していると、株取引で1年後に2,000万円もうかるというサイトを見つけた。もうかる株の情報をメールで提供するので、20万円で情報を購入するよう勧められた。大学生でお金がないと伝え、クレジットカードを作るよう指示され、カードの番号を事業者伝えて決済した。しかし、指示通りにしても、株価の予想に必要なパソコンの設定ができない。高額で支払えないので解約したい。（10歳代 男性）



【事例2】アフィリエイト(※)の情報商材の契約をしたが、事業者と連絡が取れない

「アフィリエイトで簡単にもうかる」というインターネットの広告を見て、約3,000円のマニュアルを購入。マニュアルにはたくさんの有料プランが紹介されており、事業者から電話で「有料プランに入らなければもうからない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」と言われ、65万円のプランを契約した。指示通りにブログを作り、毎日記事を書いたがもうからず、事業者と連絡も取れなくなった。（20歳代 女性）

トラブル防止のポイント

(※)販売会社等広告主以外の個人または法人(アフィリエイト)が、自らのサイト等に広告を掲載し、商品等の紹介をすること。アフィリエイトは、その成果報酬としてアフィリエイト広告収入を得る。

(1) うまい話はありません！

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。



(2) 借金をしてまで契約しないでください

「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

【国民生活センター】

《コラム》4月から18歳で成人に！

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳になります。日本では、明治時代からずっと「民法」で成年年齢が20歳と決められていましたが、このたび、民法が改正され、これが変更になります。

成人になると、未成年の時と何が違うかというと、法律的には、「成人は1人で有効な契約をすることができる」ということが重要です。

つまり、成人は1人で有効に契約をすることができるのですが、未成年者は、原則として親権者の同意がなければ、契約を締結することができません。そして、親権者の同意がないまま締結した契約は、後で取り消すことができるのです。成人になると、この未成年者取消の制度が使えなくなってしまいます。

令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳・19歳の若者が成人となり、携帯電話や賃貸アパートなどについて、1人で自由に契約を締結できるようになります。親権者と子の関係があまりよくないときなどもありますし、18歳から働いて十分な収入を得ている若者もいますから、場合によっては、若者が社会生活を円滑に進めるのに便利な場合も多いでしょう。

けれども、まだ社会経験の少ない18歳や19歳の若者が1人で金額の大きい契約を締結してしまい、支払に困るというような事例が起こらないか心配されています。また、そういった若者の未熟さにつけ込み、お金をだまし取るなどする悪質業者が出てくるのではないかとということも心配されています。

徳島県では、こういった若者の消費者トラブルを防止するため、これまで、県内の高校等で出前授業を行うなど、消費者教育を進めてきました。けれども、それだけでは、若者の消費者トラブルをすべて防ぐことはできません。

みなさんの周りにも、この4月で成人になる18歳や19歳の若者がいませんか。お金を困っているような様子があれば、声をかけてみてください。ひょっとしたら、消費者トラブルにあって困っているかもしれません。188に電話して相談するよう、伝えてあげてください。

消費者トラブル

“LINE”で“相談”しませんか？

ただ今

実施中!!

友だち登録・特別キャンペーン

LINEで「友だち登録」をしていただいた方(先着300名様)に、エコバッグなどの素敵なプレゼントを進呈します！



(プレゼントは変更になる場合があります)

「友だち登録」をして
徳島県消費者情報センターにお越しいただき、
「登録したLINEの画面」を
を見せていただければ、
素敵なプレゼントを進呈いたします。

(注意) 下記の開所時間内にお越しください。
※水曜と祝日は休所日です。



とくしま消費者トラブル相談 (LINE相談)



まずは「友だち登録」から！

「友だち登録」の方法など詳しくは『裏面』をご覧ください

友だち登録はこちらから



こんな相談ができます

海外から心当たりのない荷物が届いた



ネット通販で「お試し」だと思い商品を
注文したが、定期購入の申し込みだった



消費者トラブル情報も配信します

相談の他にも、消費生活に関する最新の
トラブル情報などを定期的に配信します。

徳島県消費者情報センター

徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階
電話 088-623-0110

〈開所時間〉

平日 9:00～18:00 (水曜を除く)
土日 9:00～16:00

※水曜・祝日・年末年始は休所日です
※来所相談は10:00からです

くらしのコラム

聖徳太子の17条の憲法

～陰と陽ですべて～

中高生の時代には訳も分からなく（今も分からないが）、日本初の憲法として、聖徳大使の「17条の憲法」と名称を覚えた。

私のように数字に関心を持って考えると、なぜ17条なのかと思う。以前この欄でも重陽の節句(※)で触れたが、陽は一桁の最大の数で9が中国では重んじられた。日本では8（や）が、これも陰数の最大の数で尊ばれた。

簡単に言えば、陰と陽の一桁の最大の数8と9の合計が17であり、陰と陽で相反するもの（対立）の統一を意味したとも推定されている。これは学問的な定説ではない。数字で「こじつける」という無理があるが、覚える一つの方法である。

（※重陽の節句とは陽数の一桁の最大数9が重なる9月9日）

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

